

医師会費徴収取り扱いについての細則

この細則は、日大医、都医、日医に加入した者の医師会費の取り扱いを定めたもので、年会費の徴収についてはこの細則によるものとする。なお、4月1日より3月31日までをもって1年度とする。

- 第 1 条 有給助手以上の者は、日大医師会に加入するものとする。
- 第 2 条 日大医師会に加入した者は、資格に見合った日大医師会費を納入するものとする。
教授（研究所教授）月額950円、准教授（研究所准教授）月額850円、
専任講師 月額750円、講師（専任扱）・助教・助手月額550円
- 第 3 条 日大医師会員で、都医、日医に加入を希望する者は、その年度内の都医、日医の加入会費を負担するものとする。
- 第 4 条 日大医師会及び都医、日医に個人加入を希望する者は、その年度内の都医、日医への加入会費のほか、有給助手に準じた日大医師会費を負担するものとする。
- 第 5 条 会費の請求については、その年度の初めに会長名をもって納入依頼するものとし、口座振替にて年会費を納入するものとする。特別な理由があり振込を希望する者は、事務局に申し出た上で直接納入するものとする。
- 第 6 条 会費納入の依頼にも係わらず、会費の納入がない場合は、再度納入の手段を講じた後、退会の措置を取るものとする。
この場合、退会までの医師会費の納入をお願いし、納入確認のあと、都医日医に退会届を送付するものとする。
- 附 則 この細則の改廃は、理事会にて決め総会の承認を得るものとする。
本細則は、令和4年5月14日から適用するものとする。